

## 第7回 独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会

1. 日 時 平成21年7月23日(木) 10:00~11:55

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 低層棟 共用会議室2A2B

3. 出席委員(五十音順、敬称略)

秋岡榮子、石田東生、梶川融、角紀代恵、杉山雅洋、水尾衣里、山内弘隆

4. 議 事

- (1) 分科会長の選出、分科会長代理の指名
- (2) 平成20年度決算について
- (3) 平成20年度業務実績評価について
- (4) 業績勘案率の決定について

5. 議事概要

(1) 分科会長の選出、分科会長代理の指名

委員の互選により、杉山雅洋委員が分科会長に選出された。また、分科会長が、杉山武彦委員を分科会長代理に指名した。

(2) 平成20年度決算について

機構から平成20年度決算の概要を説明した後、質疑が行われたが、委員からの特段の意見がなく、大臣に具申すべき意見はない旨議決された。

これについて、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。

(3) 平成20年度業務実績評価について

① 「決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報(平成20年度)(案)」を説明した後、質疑が行われた。

<質疑の概要>

○ 債務残高が減っている要因は何か。

→ 計画値より実績値で4,315億円下回っている。大きな要因としては、新設・改築工事において早期開通等により会社からの引受債務が、2,111億円の減少と、低金利の資金調達により支払利息が1,034億円の減少である。しかし、貸付料が減っているので支払利息の減少分をキャンセルアウトしてい

る。

○ スtockベースではどうか。

→ 工事関係のコスト削減分が1,300億円程度、災害関連費用の未使用分が1,000億円程度、金利の低減分が1,900億円程度。こういったものが大きな要因。

コスト縮減については、残事業が残っているものが多く、中期計画終了時には、更に精度の高いものを報告できると思う。

② 国民への意見募集結果について、意見がなかった旨を報告した後、質疑が行われた。

#### <質疑の概要>

○ 国民にわかりにくい内容だったのか関心がなかったのかわからないが、今後に向けて検討をしていただきたい。

→ 来年に向けて再度検討をしていきたい。

③ 分科会長から、個別項目に係る各委員の事前評価をもとに作成した分科会長私案が示された。

これに基づき討議が行われ、その結果、全37項目の評価が決定された(評点4のもの8項目、評点3のもの29項目)。

この評価を踏まえ、総合的な評定が検討され、業務運営評価は「順調」とすることが決定された。

また、総合評価に係る分科会長私案が示され、討議の後、金利や需要動向のモニタリングとその経営への反映、一層分かりやすい情報公開の継続、人件費削減の引き続きの改善努力などの意見を内容とする総合評価が決定された。

これについて、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。

#### <討議の概要>

○ 数字で実績が出てくるものについて、独立行政法人評価委員会共通の評価基準はあるのか。

→ 基準はなく、各分科会で判断をすることになっている。

○ 国民からの意見募集がないのに、ホームページに関する評価が「4」である。利便増進のときは注目をされていたのに、今回のホームページでの意見募集はひ

とつもなかった。国民に伝わっていなかったのではないか。

→ 意見募集については募集の仕方を工夫していくが、今回の評価は機構に対してのものなので、意見募集のあり方そのものとは別である。

○ 業務コストの縮減の中で調査研究費が削られている。国民共有の資産を運営や維持していくには調査研究は必要であると思うが、どう考えているのか。

→ 高速道路のあり方やリスク管理の調査研究は必要ではあるのだが、企画競争で請負者を決めても、コンサルタントには任せておけず、機構自らの手間を多く掛けないと良い調査ができず、多くの量の調査は難しい。

○ 特命で頼むような必要がある業務は説明責任を果たした上で認める等、国交省としても柔軟に対応をしてはいかがか。

#### (4) 業績勘案率の決定について

機構から業績勘案率の概要及び機構の案を説明した後、以下の内容とする討議が行われた。

- ・今回対象となっている退職者二人は、機構草創期に中枢としての役割を果たしていること。
- ・分科会の機構に対する評価も平成17年度から平成19年度は「順調」で、平成20年度も今日の議論では「順調」であること。
- ・債務返済計画の土台を築き、資金調達では40年債の発行及び先鞭をつけたという意味でのディープ・ディスカウント債の発行に取り組んでいたこと。
- ・インセンティブ助成金の創設、情報公開では積極的に取り組んでいたこと。
- ・一方で、会計検査院から資産評価の誤りを指摘されたものの、指摘を受ける前に機構自ら修正作業を行っていて、この資産評価の誤りは旧公団時代によるものであることから、個人の責任を問うものではなく、かつ、このことは機構の納税額や承継債務額へ影響を及ぼしておらず、国民に対して実損を与えたものではないので、減算要因には当たらないこと。
- ・なお、再発防止のためのチェックシステムの構築のみならず、資産管理業務の抜本的な見直しを図り、平成18年度以降の業務の格段の効率化が図られたこと。

以上のことから、加算要因として考慮する事項はあるものの、減算要因は見あたらない。しかし、独法全体の措置状況を勘案し、この分科会では、機構の案のとおり1.0を承認し、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。